

公 告

高砂市工楽松右衛門旧宅の指定管理者の公募について、次のとおり公告する。

令和6年8月1日

高砂市長 都 倉 達 殊

1 高砂市工楽松右衛門旧宅（以下「工楽家旧宅」という。）の概要

- (1) 所在地 高砂市高砂町今津町532番地
- (2) 設置目的 市の文化財である工楽家旧宅を活用し、及び市の歴史、文化、観光資源等に関する情報を発信することにより、市民の郷土に対する愛着を深めるとともに、市の観光の振興と活性化に寄与する。
- (3) 設置年月 平成30年6月
- (4) 施設の規模等
 - ア 工楽家旧宅 木造瓦ぶき地上2階
江戸時代後期の建物で兵庫県指定文化財（史跡）
敷地面積 651.38 m²
延べ床面積 372.65 m²
 - 1階 247.70 m²（和室ほか 計9室）
 - 2階 124.95 m²（和室及び洋室 計7室）
 - イ 南堀川遺構 56 m²
 - ウ 駐車場 敷地面積 657.29 m²
駐車可能台数 14 台（うち1台は、身体障害者用）
 - エ 多目的便所 木造瓦ぶき地上1階
延べ床面積 31.67 m²
男子用便所、女子用便所、身体障害者用便所
- (5) 開館時間 午前10時から午後5時まで
- (6) 休館日
 - ア 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
 - イ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
 - ウ 工楽家旧宅の保守に必要な日

2 指定管理者が行う業務

(1) 次に掲げる事業

- ア 市の歴史、文化、観光資源等に関する情報を発信し、及び提供すること。
- イ 市の歴史及び文化に関する講座、体験学習その他の催事を開催すること。
- ウ 市に関連し、又は地域で生産された物品の販売を促進すること。
- エ 市の歴史、文化、観光資源等に関する資料を展示すること。
- オ その他市の歴史、文化、観光資源等に関し、市長が必要と認める事業

(2) 工楽家旧宅の維持管理に関する業務

(3) その他工楽家旧宅の管理上市長が必要と認める業務

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 応募資格

次の(1)から(4)までを満たすものとする。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 事前登録申込書により、指定管理者指定申請書の提出までに応募の意思表示をしたものであること。
- (3) 法人等若しくはその役員又は共同でグループを構成する団体（以下「共同事業体」という。）若しくはその役員の全てが、次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において職員であった者が懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しないもの
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しているもの
 - オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者。ただし、公益法人、本市の出資団体及び公共的団体を除く。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続をしている者
 - キ 国税又は地方税について滞納しているもの
 - ク 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）の規定に基づく指名停止を受けている者
 - ケ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第

3号に規定する暴力団密接関係者

- (4) 法人等又は共同事業体は、消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けた者であること。

5 選定基準

- (1) 工楽家旧宅を利用する者に対し、平等な利用が確保されること。
- (2) 工楽家旧宅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 工楽家旧宅の管理を適正かつ安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長が別に定める基準

6 問合せ先

高砂市政策部シティプロモーション室

電話 079(451)6796